

平成27年5月13日

# 第1回 西宮市総合教育会議 資料

政策局戦略部行政戦略課

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長(非常勤)については、旧教育長の任期が満了した時点で、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところであります。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみで属する事項についても協議(=自由な意見交換)を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4~5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

施行日：平成27年4月1日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 教育委員会制度、こう変わる



## <これまでの教育委員会の課題>

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

## <教育委員会の改革>

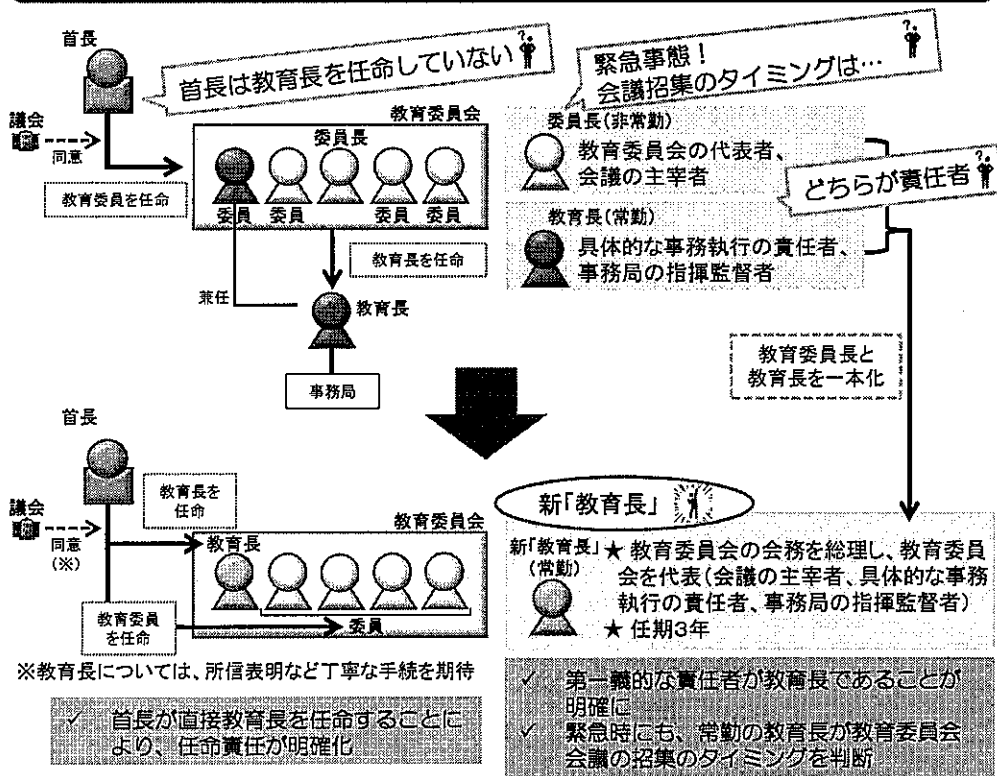
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

## 政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

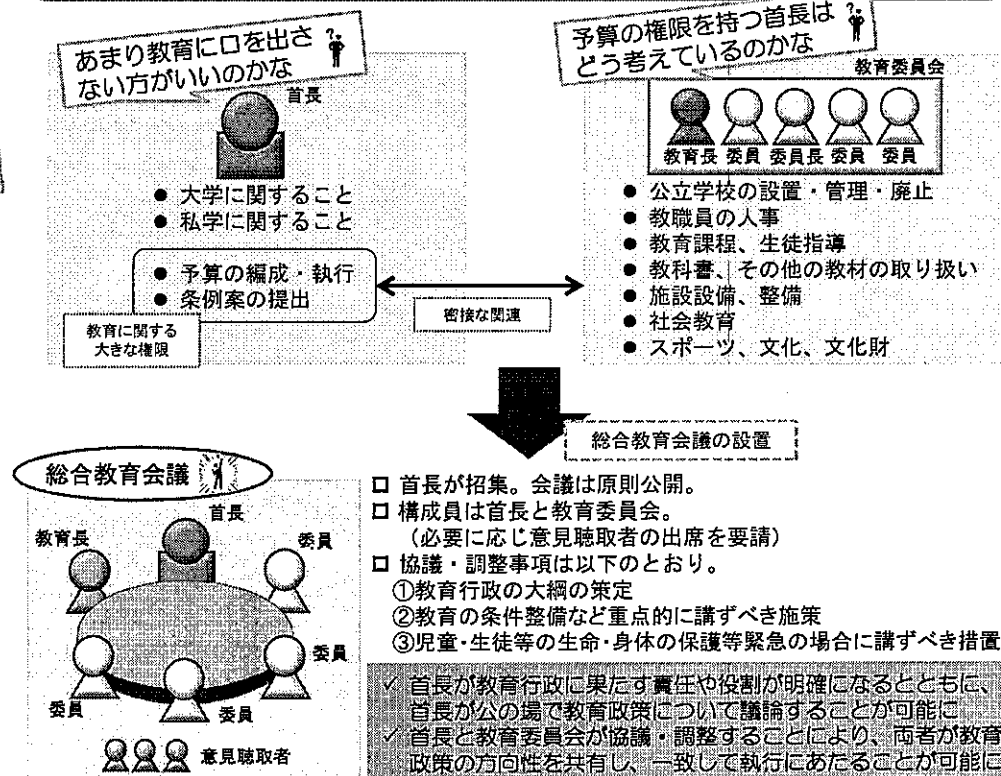
### POINT① 教育長

#### 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



### POINT③ 総合教育会議

#### すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



### POINT② 教育委員会

#### 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求が可能
  - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

### POINT④ 大綱

#### 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

# 大綱策定のスケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
総合教育会議	5/13		10月	2月
大綱策定	ヒアリング		策定作業	
市議会等			所管事務 報告 (12月議会)	パブリック コメント (1月)
その他				

## 西宮市の教育等に関する理念

理念	内容・策定経過	策定年度
夢はぐくむ教育のまち西宮	<p>■阪神・淡路大震災からの教育振興を目指し、平成 8 年に「西宮教育推進検討委員会」を設置し、これからの時代に生きる子供たちに何が最も大切か、私たち大人とその社会が果たすべき教育的責任は何かを考察して決定した。</p> <p>■夢を失わない限り、道は必ず開かれるという考え方のもとに、子供たちには震災を心の憂いとせず、困難をバネとして自らの人生をたくましく切り拓き、社会の優位な形成者として育ててほしいという願いが込められている。</p>	平成 8 年
志を支える立志の里	<p>■大きく変化する社会に貢献する人材育成と人格形成に向けて、子供が、明確な目標をつかみ「志を支える」環境の中で、学びの自由と責任、楽しさを体得し、友と高め合う喜びを 1 人ひとりが実感できるよう、夢はぐくむ教育のまち西宮を立志の里にしていきたいとしている。</p>	平成 19 年度
家庭教育『重点目標』	○ 思いやりある西宮っ子を育てよう	平成 23 年 2 月
家庭教育『5 つの実践目標』	<p>○ 育てよう 優しい心と がんばる力</p> <p>○ 声かけよう おはよう ありがとう ごめんなさい</p> <p>○ 見守ろう よその子 我が子 区別なく</p> <p>○ 習慣づけよう 早寝 早起き 朝ごはん</p> <p>○ 外に出よう 元気に遊んで 友だちいっぱい</p>	
子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～子育てするなら西宮～	<p>1 すべての子どもが健やかに成長する社会を目指します</p> <p>2 すべての子どもの幸せを第一に考えます</p> <p>3 子育てが楽しく思えるまちを目指します</p> <p>4 まち全体で子どもを育みます</p>	平成 10 年
社会教育推進の基本方針	<p>1 学校・家庭・地域の密接な連携により、家庭教育や青少年健全育成を支援する</p> <p>2 地域課題の解消に向けて、市民のつながりと学習活動を支援する</p> <p>3 豊かな地域を創造するため、市民の自立と地域主体の活動を支援する</p>	
学校教育推進の基本方針	<p>1 子供と社会をつなぐ</p> <p>2 「生きる力」をはぐくむ</p> <p>3 子供の育ちのためにつながる</p>	

# 大綱のイメージ

背景	あるべき子供像	必要な環境	大人は何をすべきか
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の過保護・ルールや決まりごとの増加 →自分で考え、挑戦できる子供の減少</li> <li>・社会・経済の成熟化 →夢や目標を持ち、将来に希望を抱く子供の減少</li> <li>・スマートフォン・SNS普及 →子供同士の対人関係・コミュニケーションの希薄化</li> <li>・無関心・不干涉の風潮 →孤立化する子供と親の増加</li> <li>・子供の教育に対する親の姿勢の差 →子供の学力や体力の二極化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で考え、行動する</li> <li>・挑戦できる</li> <li>・困難なことをやり抜く</li> <li>・自分に自信を持つ</li> <li>・夢や志を持つ</li> <li>・物事に一生懸命に取り組む</li> <li>・協力できる</li> <li>・挨拶ができる</li> <li>・社会のルールを守る</li> <li>・嘘をつかない</li> <li>・心が広くのびのびしている</li> <li>・勉強ができる</li> <li>・自分と異なる考えに敬意を払う</li> <li>・自然や社会、地域とのかかわりの中で学びを深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失敗が認められる環境</li> <li>・のびのび遊べる場</li> <li>・自然、人、社会に触れる機会</li> <li>・芸術や文化に触れる機会</li> <li>・ごっこ遊び</li> <li>・集団の中で、協力、協働して目的を達成しようとする機会</li> <li>・健康な食生活や食習慣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の幸せを第1に考える</li> <li>・子供の失敗を許容する</li> <li>・子供と会話する</li> <li>・過度に干渉しない</li> <li>・過度に規制しない</li> <li>・根気強く見守る</li> <li>・間違っていることをきちんと伝える</li> <li>・よいところを褒める</li> <li>・栄養バランスの取れた食事を規則正しく提供する</li> <li>・自然、人、社会とつながる機会を提供する</li> <li>・子供が協力、協働する機会を提供する</li> <li>・遊び場所を提供する</li> </ul>



# 子供を取り巻く課題の抽出に向けて

